**平成２８年（フ）第５０８号**
神奈川県厚木市王子１丁目１番21号
破産者　有限会社童利夢
1　決定年月日　平成29年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第１３１７号**
札幌市東区北14条東７丁目１番25号
破産者　株式会社ＳＴＥＡＬ
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第８２０号**
名古屋市千種区池下町２丁目19番地
破産者　株式会社Ｃｏｌｏｒ’ｓ
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第８６９号**
名古屋市中区栄２丁目９番８号
破産者　シンクス・ホームサービス株式会社
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第９０２号**
愛知県小牧市岩崎原２丁目73番地
破産者　有限会社山添プリント
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１０５６号**
愛知県尾張旭市東栄町１丁目１番地の12
破産者　有限会社オリジナルヤマモト
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第３２号**
三重県松阪市高町198番地１　ルミエール高町102号、前住所三重県松阪市五反田町1400番地１　サープラス・ツー・ムラタＡ201号
破産者　山本真由美
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２８年（フ）第５３号**
三重県松阪市乙部町287番地３、前住所三重県松阪市垣内田町123番地
破産者　長谷川和子
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

**平成２７年（フ）第４１号**
大分県佐伯市字目大字小野市2644番地の４
破産者　有限会社カネキ石油
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

**平成２８年（フ）第３号**
鹿児島県霧島市国分清水４丁目29番11―７号
破産者　船盛建設株式会社
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第１０５９号**
東京都立川市柏町３丁目45番地の１ストーク柏103号
破産者　三崎かおり
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第６９７号**
東京都八王子市八幡町３番23号
破産者　宮川文株式会社
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第８５０号**
東京都昭島市中神町1278番地５クレール101号
破産者　沢登　弘幸
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１０８７号**
東京都八王子市台町４丁目30番７号
破産者　伊藤　武司
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１６７号**
三重県鈴鹿市長太新町１丁目10番28号
破産者　モリケンこと　森　　雅憲
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第１７４号**
三重県津市上浜町６丁目16番地３　アトレ青山203号
破産者　高山　昌也
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

**平成２７年（フ）第６８号**
三重県四日市市平尾町2121番地の８
破産者　株式会社わたべエキスプレス
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第１０７号**
三重県鈴鹿市東旭が丘４丁目３番47号、開始決定時の住所三重県鈴鹿市寺家１丁目39番３号
破産者　中野　一郎
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２８年（フ）第２８号**
三重県桑名市大字下深谷部2372番地
破産者　酒井　裕代
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２８年（フ）第１０３号**
三重県三重郡川越町大字南福崎81番地１、住民票上の住所三重県三重郡川越町大字南福崎82番地７
破産者　芝﨑　一彦
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２８年（フ）第１６２号**
三重県四日市市楠町小倉598番地１　シングルハウス樹１Ａ、前住所三重県三重郡川越町豊田577－２Ａ
破産者　中野　　隆
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係